

# 共通仕様書

## 1 自動販売機の設置条件

### (1) 公園使用料

設置に係る公園使用料は、入札により決定した金額とします。

### (2) 必要経費

自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

電気使用料については設置事業者の負担とします。電気使用料は、機器の年間消費電力量に月ごとの園内の電気料金実績単価を乗じて算出します。

〈参考〉令和6年度の実績平均単価 約29円/kwh

容器の回収・処分については施設管理者が実施し、係る実費相当額については設置事業者の負担とします。実費相当額は、機器ごとの販売実績数量に当年度の実績単価を乗じて算出します。なお、アイス自販機については、自主回収ボックスを設置するため処分費は不要とします。

〈参考〉令和6年度の平均売上から算出した場合の1台当たりの処分費

飲料自販機 約17,000円/年

### (3) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 1,000円紙幣が使用できること。

### (4) 利用上の制限

設置許可期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 公園使用料、電気料及び容器処分費を期限までに納付すること。

イ 自動販売機の設置許可について第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入・搬出時間及び経路については、豊橋市の指示に従うこと。

### (5) 維持管理

設置許可期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

エ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

### (6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができない。

## 2 売上状況の報告

売上状況を設置自販機ごとに下記のとおり報告すること。

### (1) 内容

設置箇所	売上数量 (本)	売上金額 (円)
------	----------	----------

### (2) 期限

区 分	報告期限
4月～9月	1 0 月 3 1 日
1 0月～3月	4 月 3 0 日

## 3 その他

設置事業者は自動販売機設置日までに設置しようとする機器の仕様書やカタログ（年間消費電力量がわかるもの）等の写しを提出すること。  
設置にあたっては市担当者との設置日を調整の上実施すること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Aグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内7か所 (Aグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 7か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Bグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内7か所 (Bグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 7か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Cグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Cグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Dグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Dグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Eグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Eグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Fグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Fグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Gグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Gグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Hグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Hグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間中は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Iグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Iグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Jグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内1か所 (Jグループ)
4 面積 (※配置図参照)	3.99 m <sup>2</sup> (幅 2.1m×奥行 1.9m) × 1か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間中は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。AEDは自動販売機一体型に限らず、自動販売機付近にAEDを併設する場合も認めることとします。また、AEDは定期的に消耗品であるバッテリーやパッドの点検を実施し、常に使用できる状態を保つこと。また、パッドについては大人用、子供用の両方を備え付けること。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Kグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内4か所 (Kグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 4か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和3年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。 <b>設置場所に電源がないため、引き込み工事が必要です。(工事費用は設置者負担とする)</b>

## 販売品目の条件

- (1) 乳幼児用紙おむつ (処理袋付)、おしりふきの販売機能を備え付けること。紙おむつは2枚入り程度を1セットとしたバラ売りとし、機器内に8セット程度装填し、飲料水とは取出口を分けること。
- (2) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、季節や気候、特に熱中症対策に配慮した販売品目とすること。なお、販売品の具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (3) 容器の種類は、ガラスびんは不可とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (4) 飲料の販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。紙おむつ及びおしりふきの販売価格は標準売価 (240円程度) を標準とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Lグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内5か所 (Lグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。 自動販売機の近くにゴミの自主回収ボックスを設置し、適切に維持管理すること。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、アイスクリームまたは氷菓子とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Mグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内 5 か所 (Mグループ)
4 面 積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 5 か所
5 設置許可期間	令和 8 年 4 月 6 日～令和 11 年 3 月 31 日 3 年間
6 開園時間	午前 9 時から午後 4 時 30 分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290 人 (令和 6 年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間中は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。 自動販売機の近くにゴミの自主回収ボックスを設置し、適切に維持管理すること。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、アイスクリームまたは氷菓子とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。

# 仕 様 書

区 分	内 容
1 施設名	豊橋総合動植物公園 Nグループ
2 所在地	豊橋市大岩町字大穴 1-238
3 設置場所 (※配置図参照)	園内4か所 (Nグループ)
4 面積 (※配置図参照)	1.35 m <sup>2</sup> (幅 1.5m×奥行 0.9m) × 4か所
5 設置許可期間	令和8年4月6日～令和11年3月31日 3年間
6 開園時間	午前9時から午後4時30分
7 休園日	毎週月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日)
8 年間来園者数	971,290人 (令和6年度実績)
9 担当及び連絡先	動植物園 管理グループ 大場 電話 0532-41-2186
10 その他特記事項	設置個所について園内改装工等がある場合、工事期間は他所へ移設をしていただく場合があります。その場合の移設先は協議の上決定することとします。 自動販売機の近くにゴミの自主回収ボックスを設置し、適切に維持管理すること。

## 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、アイスクリームまたは氷菓子とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。幅広い来園者ニーズに応えるとともに、具体的な構成については、豊橋市との協議によること。
- (2) 販売価格は標準売価を標準とし、上限は標準売価+20円程度として、適正な価格設定とすること。